

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則（案）

平成16年4月1日
達示第75号制定

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、外国人研究員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

（外国人研究員の定義）

第2条 この規則において外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。

（他の規則等との関係）

第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定は適用しない。

2 外国人研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第3条第3項の規定を準用する。

（雇用契約の期間）

第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度途中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

（雇用年齢の特例）

第5条 大学が特に必要と認めた場合は、就業規則第22条第1項に定める定年年齢を超えて雇用することがある。

（給与）

第6条 外国人研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

(1) 俸給

(2) 通勤手当

~~2 外国人研究員の俸給は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者に、乙種はその他の者に適用する。~~

2 俸給の月額、別表に掲げる額とし、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。

~~3 乙種適用者の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。~~

~~4 俸給の月額は別表第3のとおりとする。なお、乙種については、都市手当及び雇用期間（雇用期間が会計年度を超える場合は、通算した期間）の区分に応じた俸給月額とする。~~

3 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第18条の規定を準用して得られた額とする。

4 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成18年達示第26号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表第3の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年達示第 号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表の適用については、なお従前の例による。

別表第1 外国人研究員(乙種適用者)の号俸格付基準表

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～2年未満	0年以上～5年未満
2	2～7	5～10
3	7～12	10～15
4	12～19	15～22
5	19～26	22～29
6	26～32	29～35
7	32～	35～

(注) 上記以外の学歴を有する者については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則別表第5の修学年数調整表により、いずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2 経験年数換算表

経 歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育、研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学歴又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る)		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100

別表第3—外国人研究員の俸給月額表

区分			俸 給 月 額						
甲種			814,000円						
乙種	雇用期間	都市手当	号 俸 及 び 俸 給 月 額						
			1	2	3	4	5	6	7
	6月	支給 10%	413,000円	469,000円	527,000円	576,000円	624,000円	672,000円	702,000円
		給 6%	398,000円	452,000円	508,000円	555,000円	601,000円	647,000円	677,000円
		地 3%	386,000円	439,000円	494,000円	540,000円	584,000円	629,000円	657,000円
	主 非支給地		375,000円	427,000円	479,000円	524,000円	567,000円	611,000円	638,000円
	6月	支給 10%	361,000円	411,000円	461,000円	504,000円	546,000円	588,000円	614,000円
		給 6%	348,000円	396,000円	445,000円	486,000円	526,000円	566,000円	592,000円
		地 3%	338,000円	385,000円	432,000円	472,000円	511,000円	550,000円	575,000円
	満 非支給地		328,000円	373,000円	419,000円	458,000円	496,000円	534,000円	558,000円

(注) 都市手当の支給地区分については、給与規程第16条(都市手当)の支給地区分による。

別表 外国人研究員の俸給月額表

号 俸 及 び 俸 給 月 額									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
350,000円	400,000円	450,000円	500,000円	550,000円	600,000円	650,000円	700,000円	750,000円	800,000円

(参 考)

<外国人研究員制度の見直しについて>

現在、外国人研究員は、平成16年4月1日付け達示第75号制定の国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則により、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に招聘し、大学との契約により法人の職員として雇用している者である。

このたび事務手続きの簡素化の観点から、給与レベルを大きく変えることなく、下記のとおり俸給表を一本化とする見直しを検討したい。

別表第3 外国人研究員の俸給月額表

(改正前)

区 分			俸 給 月 額							
甲種			814,000円							
乙 種	雇用 期間	都市手当	号 俸 及 び 俸 給 月 額							
			1	2	3	4	5	6	7	
	6 月 以 上	支 給 地	10%	413,000円	469,000円	527,000円	576,000円	624,000円	672,000円	702,000円
			6%	398,000円	452,000円	508,000円	555,000円	601,000円	647,000円	677,000円
			3%	386,000円	439,000円	494,000円	540,000円	584,000円	629,000円	657,000円
	非支給地		375,000円	427,000円	479,000円	524,000円	567,000円	611,000円	638,000円	
	6 月 未 満	支 給 地	10%	361,000円	411,000円	461,000円	504,000円	546,000円	588,000円	614,000円
			6%	348,000円	396,000円	445,000円	486,000円	526,000円	566,000円	592,000円
			3%	338,000円	385,000円	432,000円	472,000円	511,000円	550,000円	575,000円
		非支給地		328,000円	373,000円	419,000円	458,000円	496,000円	534,000円	558,000円

(改正後)

号 俸 及 び 俸 給 月 額									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
350,000円	400,000円	450,000円	500,000円	550,000円	600,000円	650,000円	700,000円	750,000円	800,000円

国立大学法人京都大学教職員出向規程（案）

平成16年4月1日

達示第76号制定

(前略)

(出向期間)

第7条 出向期間は原則として~~2~~3年とする。ただし、業務上の都合等により、出向期間を短縮又は延長することがある。

(後略)

都府経 3/8

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年1月15日

教員組織の在り方等に関する検討ワーキング・グループ報告

1 助教の役割について

- (1) 学校教育法に定められた助教の職務内容は教授等と同様となっているが、これをもって一律に同様の役割や責任等を課すことは適切ではなく、各部局、講座等において、教員間の適切な役割分担の下、助教の職務が過重にならないよう配慮すべきである。
- (2) 教育を担当させる場合であっても、直ちに講義等の教育を担当させるのか、或いは一定の経験を必要とするのかといったことについて、当該分野等の特性を考慮して、各部局等において適切に判断されるべきである。
- (3) また、各部局における講座等の組織編成に係る検討に際しては、適切な役割の分担及び連携の下で組織的に行うべき事柄について支障が生じないように、部局や講座等において、各教員の適切な役割分担及び連携の組織的な体制が確保されるよう考慮されるべきである。

2 (新) 助手の役割について

- (1) (新) 助手は、現行の助手が担っている職務のうち、教育研究に関する専門的な知識・技術等に基づいて、教育研究活動を直接補助することを主たる職務とするものとし、その詳細の内容等については、当該部局において定めることが適当である。
なお、この(新)助手の職務内容から考慮すると、現行法令上「専ら研究の業務に従事する者」が対象とされている裁量労働制は適用できないものと考えられる。
- (2) (新) 助手の位置付けについては、研究者としてのキャリアパスの第一段階とはしないことが適当である。ただし、当該(新)助手の能力、業績等に応じて、助教に異動したり、講師等に昇任することはあり得る。
- (3) なお、教育研究活動を直接補助する職務については、今後、教育研究の支援機能の向上等の観点から、現行において教務職員、技術職員等が担っている職務と合わせて、全般的にその在り方、体制等の検討を行うことが適当である。

3 助教及び(新) 助手の処遇について

- (1) 助教・(新) 助手とも同一の職務の級(教育職俸給表2級)を適用する。ただし、俸給の調整数(以下「調整数」という。)の適用において、助教と(新)助手との間で差を設けることが適当である。
- (2) 助教に係る調整数の適用については、今回の制度改正に伴い、授業等の担当ができるようになること等を踏まえ、職務に応じた適切な措置を検討すべきである。これについては、平成19年4月以降の実態を基に、具体的な職務内容等を適切に評価したうえで、その措置について、結論を得ることが適当である。
- (3) (新) 助手に係る調整数の適用については、現行の助手のうち調整数1の適用を受

けている者が（新）助手に移行し、かつ、引き続きその適用基準を満たすものに限り、調整数1を適用する。

4 調整数及びその適用基準等について

- (1) 調整数及びその適用基準は、調整数3については、平成18年度以前に大学院博士後期課程に入進学した在学生を対象として現行の基準による支給を可能とする経過措置を設けることを前提に、段階的に廃止し、これにより生じる財源を助教に対する措置に充てることが適当である。

調整数1及び調整数2並びにその適用基準については、当面これを維持する。

- (2) そのうえで、調整数については、助教に係る措置と併せて、学部担当に係る措置も含め、全般的にその在り方を検討することが必要である。

学部担当に係る措置については、学部教育の充実という観点から、研究所等の教員も含め、より有効な教育課程の編成や担当教員の選定が可能となる仕組みを整備することを前提として、教員の職務に応じた適切な支給が可能となるよう検討される必要がある。

5 教務職員について

- (1) 教務職員は、その職務内容について、学校教育法等の改正に伴う変更がある訳ではなく、平成19年4月1日においては、特に変更を行わないことが適当である。
- (2) 現行の教務職員のポストは、現職者の退職後に、助教に振り替えることができるものとする。この場合、助教が研究者のキャリアパスの第一段階であることや、人件費の抑制といったことにも配慮し、当該助教のポストが同一人に固定されることのないようにするなど配慮が必要である。
- (3) 助教に振り替えるもの以外については、2の(3)に記載の教育研究の支援に関する全般的な検討のなかで、その在り方等について、結論を得るべきである。

(参 考)

遠隔地異動・出向手当(仮称)の新設について

本学では、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、教職員に対して都市手当が支給されている。

また、教職員が学内異動又は他の国立大学法人等への出向により、都市手当の支給割合の低い地域に異動した場合には、それぞれ本学又は当該出向機関において都市手当の異動保障が行われている。

しかしながら、現行の都市手当の異動保障及び新設予定の広域異動手当では、異動・出向先で俸給水準が下がる場合があり、組織維持及び人材育成の観点から実施している学内異動や他機関との人事交流を円滑に行う上で支障を来している。

このため、異動・出向先で俸給水準を維持できるよう遠隔地異動・出向手当を新設するものである。

遠隔地異動・出向手当＝異動前の都市手当－(都市手当の異動保障＋広域異動手当)
支給期間は3年を限度とする。

都市手当の額:

俸給、俸給の特別調整額(管理職手当)及び扶養手当の月額(以下「俸給等」という。)の合計額に地域に応じた支給割合を乗じて得た額

支給割合:

(例) 京都市＝10%

大阪府泉南郡(原子炉実験所に限る)＝6%

愛知県犬山市＝3%

都市手当の異動保障:

京都市(10%)からの異動の場合	1年目	俸給等の10%
	2年目	俸給等の 8%
	3年目	俸給等の 0%

広域異動手当:(別添資料2-3参照)

(参 考)

一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う国立大学法人京都大学
教職員給与規程の改正事項

○広域異動手当(新設)

異動の日から3年間支給

300km以上の異動 俸給等の 6%(平成19年度は4%)

60km以上300km未満の異動 俸給等の 3%(平成19年度は2%)

(広域異動手当の支給される者に、都市手当が支給される場合には、広域異動手当の支給割合が都市手当の支給割合を超える場合に限り、当該超える部分の支給割合の広域異動手当を支給する。)

○扶養手当(改正)

3人目以降の子等の手当額を1,000円引き上げ6,000円とする。

○実施日 平成19年4月1日

国立大学法人京都大学教職員給与規程（案）

平成16年4月1日

達示第80号制定

（前略）

（教職員の給与）

第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当及び学位論文調査手当及び遠隔地異動・出向手当を除いた全額とする。

（中略）

（昇格及び降格）

第7条 教職員の昇格及び降格は、初任給、昇格、昇給等の基準による。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより決定する。

3 ~~前条又は前2項の規定により号俸を決定する場合において、他の教職員との権衡上必要と認めるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することがある。~~

（中略）

（俸給の調整額）

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級に応じた調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額の100分の2.5を超えるときは、俸給月額の100分の2.5に相当する額とする。

（平18達28改）

（俸給の特別調整額）

第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

（平17達39改）

（中略）

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ一人につき6,000円(教職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,500円、教職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、~~その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。~~

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(平17達73改)

(中略)

(都市手当)

第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動(以下この項において「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなるときは、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であつた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫の予算及び決算

に關する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であつた者が、引き続き教職員となつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。(平17達39改)

(広域異動手当)

第16条の2 教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき施設間の距離(異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と施設との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当支給をする。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の6
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 検察官であつた者、給与法適用者等であつた者その他の別に定める者から引き続き教職員となつた者(採用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた教職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により都市手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この

場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(中略)

(特地勤務手当)

第21条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則(以下「特地勤務手当等支給細則」という。)で定める施設(以下「特地施設」という。)に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で特地勤務手当等支給細則で定める。

3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、特地勤務手当等支給細則で定める。

第22条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設が特地施設又は特地勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該教職員には、特地勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から起算して3年を経過する際特地勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 給与法適用者等であつた者から引き続き教職員となつて特地施設又は準特地施設に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した教職員(採用の事情等を考慮して特地勤務手当等支給細則で定める教職員に限る。)、その他前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして特地勤務手当等支給細則で定める教職員には、特地勤務手当等支給細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される教職員が第16条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

(中略)

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第8項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに医療職俸給表(一)7級、医療職俸給表(二)6級以上であるもののうち総長が指定する第1種及び第2種の区分である教職員(以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月

以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算適用表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職 (一)	8 級以上	1 0 0 分の 2 0
	7 級・6 級	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
一般職 (二)	5 級	1 0 0 分の 1 0
	4 級	1 0 0 分の 5
	3 級(別に定めるものに限る。)	
教育職	6 級	1 0 0 分の 2 0
	5 級	1 0 0 分の 1 5 (別に定めるものにあっては 1 0 0 分の 2 0)
	4 級・3 級	1 0 0 分の 1 0 (別に定める 4 級にあっては 1 0 0 分の 1 5)
	2 級・1 級(別に定めるものに限る。)	1 0 0 分の 5
医療職 (一)	6 級以上	1 0 0 分の 1 5
	5 級	1 0 0 分の 1 0
	4 級・3 級	1 0 0 分の 5
	2 級(別に定めるものに限る。)	
医療職 (二)	6 級以上	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
	2 級(別に定めるものに限る。)	

(管理職加算適用表)

俸給表	区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I 種	7 級以上	1 0 0 分の 2 5

	Ⅱ種		100分の15
教育職	Ⅱ種	5級以上	100分の15
医療職(二)	Ⅱ種	6級以上	100分の15

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(平17達39改、平18達28改)

(中略)

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5(特定幹部教職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額

4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。

5 第28条第4項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第4項」と読み替える。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。

(平17達73改)

(期末特別手当)

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第36条第8項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。

(平17達73改)

(中略)

(遠隔地異動・出向手当)

第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程（平成16年達示第76号）に基づく出向（以下この条において「異動又は出向」という。）をした場合において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合（次項において「異動又は出向前の支給割合」という。）に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から3年を経過する日までの間支給する。

2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合（当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。）から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合（支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。）を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

(中略)

(休職者の給与)

第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、~~および~~期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の20を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、~~および~~期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。

5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

6 就業規則第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事由により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 就業規則第15条第1項第4号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めたときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することが

ある。

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、第9条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することがある。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第36条第8項」と読み替えるものとする。

(中略)

(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。

(平16達132改、平18達28改)

(中略)

附 則

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第 <u>1</u> 2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第8条第 <u>2</u> 3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則(平成19年達示第〇号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第2条 平成20年3月31日までの間においては、第32条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当に関する経過措置)

第3条 第16条の2及び第33条の4の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、第16条の2第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」と、第33条の4第1項中「当該異動又は出向の日から」とあるのは、「平成19年

4月1日から当該異動又は出向の日以後」とする。

(俸給の調整額に関する経過措置等)

第4条 改正後の別表第7の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日において改正前の同表第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、この規程の施行の日以後引き続き改正前の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合（この規程の施行の日に助教授から准教授となる者及び助手から助教に配置換となる者が引き続きこれらの職務に従事する場合を含む。）における俸給の調整額については、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、この規程の施行の日の前日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数と同項に定める数を満たす期間に限るものとする。

2 この規程の施行の日以後に新たに助教に雇用される者が、改正前の別表第7第3の項に規定する職務に従事する場合は、改正後の別表第7の規定にかかわらず、当分の間、俸給の調整額（調整数1に限る。）を支給するものとする。

第8条第4項	第8条第5項
第8条第4項	第8条第5項
第8条第4項	第8条第5項
第8条第4項	第8条第5項
第8条第4項	第8条第5項

別表第7

	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数
1	各部局 (削除)	教授、助教授、講師	大学院担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生（医学研究科にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上）に対する研究指導に従事する教職員	3
2	各部局	教授、助教授、 <u>准教授</u> 、講師 （1に掲げる者を除く）	大学院担当教員 <u>大学院担当を命じられた者</u> のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する教職員	2
3	各部局 (削除)	助手	大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する別に定める教職員	1
(略)				
16	原子炉実験所	教職員（教授、助教授、 <u>准教授</u> 、講師を除く）	原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員	3
17	原子炉実験所	教職員（16に掲げる者を除く）	原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
18	原子炉実験所	教職員（教授、助教授、 <u>准教授</u> 、講師を除く）	原子炉に直結する実験棟（別に定めるものに限る）における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員	2
19	原子炉実験所	教職員（教授、助教授、 <u>准教授</u> 、講師を除く）	放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
20	原子炉実験所	教職員（18に掲げる者を除く）	18に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
21	原子炉実験所	教職員（19に掲げる者を除く）	放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
(略)				

別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条関係)
(平16達126・平17達39・平18達28改)

職 名	支給額	備考
副学長	200,000円	
研究科		
研究科長	300,000円	
副研究科長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附置研究所		
研究所長	300,000円	
副所長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属の研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属図書館長	300,000円	
医学部附属病院		
病院長	300,000円	
副病院長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
看護部長	100,000円	
副看護部長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
薬剤部長	60,000円	
全国共同利用施設の長	60,000円	
学内共同教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
	30,000円	
機構長	100,000円	
保健管理センター所長	60,000円	
その他の学内組織の長	30,000円	(総長が指定するものに限る。)
本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)及び部局事務部		
部長及び事務部長	100,000円	
課長及び事務長	65,000円	
室長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)
センター長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)
技術室長	65,000円	
医療技術短期大学部長	60,000円	

1. 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に50,000円を加算する。
2. その他特に総長が指定するものに対して支給する。